

会田家備忘録

(越ヶ谷風土記
第一章)

第一章 会田家備忘録

1. はじめに

旧くからの在郷の入産ならば、越谷周辺の地に
会田の姓を継する旧家が多いのに、竟付かれていた
事と思われ。例えば四丁野、神明下の両会田家、
越ヶ谷新町ならびに御殿地の会田家、さらには浦
和市大門・草加市谷中・八潮町八条の各会田家と
江戸時代に名主等の村役人、宿場の同屋等、村役人
を勤めた名家が数多く見受けられる。なお江戸時
代初期に会田の姓を継した旧家には、西新井の有縁
家、上野衛門の井上家等があり、その始祖も初代
などと会田家との縁組を暗示した系図をもつもの
に、互曾叔の中村家、妻塚の中村家などがある。又
語に江戸時代没落した名家には、名主・本陣、同
屋三役兼帯の越ヶ谷本町の会田家や、市場割元を勤
めていた同じく本町の会田家などがあり、その他
代々津並藩の家臣として、御奉行や砲術師範などを
勤めていた現在、函館市居住の会田家々譜の記載に
も、越ヶ谷会田家よりの出自を明記されておるものも

あり、越ヶ谷ゆその周辺に限らず、他地方に迄特
殊の家格とも名門とも見做されて来た。

これら一連の会田家の間には、血縁、非血縁を
問わず、何等かの関係が存していたと考えられる
が、或は単なる偶然であつたのかも計れない。然
し、よしんば偶然の同姓であつたにしろ、越ヶ谷
ならびに近郷の地に密着して、代々その土地の用
務や発派にある役割をになつて洒を凝けて来た。
郷土の史耐な存在である事に疑りはない。

したがってこの各会田家それぞれの由縁をさぐ
ること、そのまゝ、越谷の歴史を明らかにする
一冊の手掛りになるものは、言うまでもないこと、
思われる。

2. 会田出羽家

(御殿地会田出羽家系図)

次頁参照

清和天皇 …… 署 …… 海野小太郎 …… 署 …… 会田次郎幸持 …… 署 …… 会田(小田原北条家二仕フ)中務丞信清

会田(越ヶ谷ニ住ス)出羽資清

出羽資久

と前石衛門資重

又六資忠

五郎兵衛資勝

源兵衛資房

平兵衛資隆

十佐(旗本始祖)衛門資信

伊右(代官役)衛門資刑

伊右(代官役)衛門資政

署

署

出羽姫・出羽地区と今にその名を伝えられている出羽の遺名は、出羽姫・出羽地区の用兵者会田出羽の者に因んで名付けられたものといわれている。

現在静岡市に住んでおられる御殿地の会田家系

図によると、会田の姓は鎌倉末期にたまたま居住していた信州会田郷の土地名をとって後来の海野姓を会田と改めたもので、源頼朝の御家人として勇名を馳せた海野小太郎の系統である。時代は下

つて戦国動乱の原、その子孫に会田中務丞信清といふ武士がいた。小田原の北条氏康に仕え、武州領の内江戸下平川、葛西領小岩・同領・塚・同奥戸及び小石川本所に知行地をもち、当時代官私であつたという。註一

註一

天文二十一年頃の原本、小田原秘鑑中御馬廻衆目二十騎中に会田中務丞の名があり、又小田原家譜後巻永録二至云繩狀知行役会田中務

巫の名が見える。

小田原家諸役帳

一 会田中勢丞

三拾段文 江戸下平川耳賣内にて被下

百二貫百五拾文 半段 苗西 小岩

五拾三貫四百文 〃 飯塚

五拾一貫二百五拾文 半段 〃 奥戸

以上 二百七拾六貫九百文

此内 百五拾三貫五百文改云

被仰付知行役

買得

一 五拾六貫五百八拾一文 小石川本所段并

元有港知行

此度 被政所知行役可申付

-3-
この中勢丞の子に会田出羽資清という者が居り
会田川七頭幸久を存つて武州越ヶ谷の地に住居い
したとあることから、資清が越ヶ谷出羽家の祖と
みられる。当時岩槻城主であつた太田美濃守資政
(三瀬)と親交を重ね、資政より「資」の字を授

つたといわれ、出羽の子孫はいずれも代々「資」
の字を用いている。

資清が越ヶ谷の地に居住を選んだ理由は詳らで
はないが、父中勢丞は荒川の下流(現在の中川)
葛西領で北条家の代官取を勤めており、越ヶ谷周
辺は舟運を利用すれば、至近の距離にあつたこと
から、この土地の選定は可能であつた筈である。

特に越ヶ谷周辺は、岩槻の太田・小田原の北条
房総の里見・更には宿願の深田といつた戦国大名
の文脈が交錯して居た。

言わば、政治的空白地帯でもあり、武家として
新しく成長していくには恰好の根據地と見做され
る思惑があつたと考えられる。そして父が北条家
の給入であつたにもかかわらず、北条家とは敵対
関係にあつた太田資政との親交を深めたのは、一
つには身の保身のため、一つには各大名の争乱の
同類をぬつて武運の機会をつかむ為とも見られる。
当時の周辺一帯は赤松拓な低湿地が多く、一般財
にも関東地方は、濃蒸生産力もをわめて低い後進
地帯だつたとも云われ、太田・北条・更見・深名
といった大名に所属する武士も、任地から切離さ

れた純軍事的家臣団として編成されるまでに至っていない。すなわち大名が家臣団を養うだけの生産物、地代（年貢）を徴収する体制もまだ不完全なものであり、單稅、勞役といった勞出、地代の課役が主であった。

したがって、会田資清とて本来の武家だからといって、これらの大名に仕替なし、直ちに扶持や知行を与えられるといった時代ではない。自力でまず荒地を復興させたり、未開墾の土地を開拓したりして農業経営を拡充し、且つ安定させその土地の領主としての基礎を確定させることが先決であった。

自力と云つても現在考ふる習草督小家族による独立した土地経営は到底考えられない時代であった。それは有力者（名主）百姓と云われる）を中心にした家父長制的複合家族経営という血縁親族や非血縁の下人所従（名子被官とも呼ばれる）を駆使しての比較的大規模な農業経営であった。

なんと云へば商品経済の未熟な時代においては自給自足の生活が基本であり、したがって歎ずまといふ農業者も、馬牛といふ農耕家畜の

自由に入り出承ないものであり、勿論灌漑、排水、農耕といった諸勞働も單独では出来ない。名主の田畑を借り、耕作する代償として名主の各田に勞役奉仕をしながら、衣食住の日常生活に至るまで親方（名主）に依存し共同作業の力に頼らなければならなかった。

單督家族が完全に独立して、單独に生活を営むには地主は小作料を払うだけの余剰もった生産性の向上を持たねばならない。

しかし、強いて言えば、そうした小農自立の条件が揃わりつゝある過程にあったものといえる。このことから、会田出羽も決して單身越ヶ谷に居住した訳ではない。充分な資力を携えた上、一族部党というか、多くの下人所従を伴って、畠分、北条、太田等の有力大名の同僚に在って、何れの保護もろけずに、或は軍役にかり出されて戦死したか、たまたま強力な名主を失つて、荒廃していた政治的自地といえる越ヶ谷に居を穩めることになり、領主としての農業経営に着目して言いつたつもりであらう。とすれば、父祖伝来の地ではなくとも戦国動亂の古に領主として土着出来

る可能性の條件は充分あつたものと考へられる。

註 二

北條氏繁茂書 (越谷大相模大聖寺)

定

右大模不御院從古來就岩付 祈願所役等被除
之爰二只今至二横合申應由候、一段不可然候
自今已後者如前々 岩付忒運長久 如意四滿
之精誠無懈怠被勤修尤二候 然右前々無之爰
已下等并諸事禱合非分申入候者則可成候速二
可及弘明候 状如件

元龜三年壬申二月九日

大 模 不 御 院

氏繁(花押)

元龜三年(一五七二)と云えば、既に太田資正は
家臣によつて追放され、北条氏房が資正の殿置
として岩槻城主となり、太田氏房と成りして岩
槻周辺は北条の勢力下におかれた所であるが、
なおこのような旋書が大相模不御院に出された
のは、北条の政治力がこの時でもまだ不安定だ
つた証左である。

大沢本陣大松屋主人福井彌貞によつて化政期に書
残された風土記「越ヶ谷の蔓」によると「会田
出羽儀卿入国の節と越ヶ谷の大家二而、独居庫屋住
居、今二伝 袋町入口と御殿迄」とあり、御殿地
に広い屋敷地を構えてをり「頭山、是者会田出羽
手前仕置候者 理申候場所の由」とあつて裁判ゆ
ゑも出羽が自由に行つていたものと見られる。
又「本陣、河屋、名主三役兼帯の家柄、本姓に三
嶋氏の所、越ヶ谷会田出羽より一同と入開起之者
同姓に相成り、会田八右衛門と相名泉居申候」
「姓者会田と申会田出羽より許領の名字二而」等
といふ記載もあり、戦乱に主家を失ひ、土地を返
わけて越ヶ谷の地に忍んで来た没落の士や近在の
有力百姓に同姓を与えて、これを一族関係に編入
れ、会田家の勢力を強めようとした様子も見え
る。かくて出羽は川口より鳩ヶ谷・戸塚・大門と
岩槻方面えつらなる武蔵野台地の麓に広々と展開
する湿地帯に番目し、ここを開発して領地の拡大
をはかるため、先ず排水溝を掘鑿して湿地の干拓
をはかつた。これを出羽堀と云う。そして開発に

つとめた地区は、今の七左衛門、越巻、大面野の地で出羽地区と呼ばれる。

廻が資清は領主として成長していく事業の半にして天正十七年八月三日に没した。法号は

「善教院殿長壽和敬居士」と云う。

資清の後を継いだのは、同じく出羽を統した資清の子「資久」であつたが、時既に世の中の状況は大ましく変わりつゝあつた。即ち天文十八丑関東一回を支配していた北条家が滅亡、これに代つて時代はマツチした新しい政治理念を把握して戦国大將から近世大名へ脱皮していた徳川家康が関東を蕪封されて江戸へ本拠を構えた。

かくて家康は先ず河道の変更、用水排水の整備農地の拡張と精力的に農業の生産性を高める努力を続け農業生産力を高めていくにしたがい検地等の手段で徐々に郷村の家父長制の複合家族の体制を解体していった。即ち、従来名主ミヤノシに隷属していた実際の制作者である下人、所従及び一族の者を度重なる検地によって独立させ、貢租の直接負担者に育てていくと共に、新しい行政單位の郷村を編成していく。

この過程において刀狩りと云つて農民より武器取り上げ、兵農を完全に分離する政策を推進めこれは武士を農業経営から分離して、單に扶持知行を与えた家臣団に組織してゆき、遂には在より城下に集住させていく前提でもあつた。

こうした中で在郷の強力な名主層ミヤノシの間では武に束立てられたものも少なくはなかつたが多くの百姓身分として支配権力の末端行政單位に編成されていく村々の庄屋、名主として貢租の取扱い行政面を担当する村役人等になつていった。

「越ヶ谷瓜の蔓」によると出羽資久も切米へ土地の給付でなく現物米の給与し千石の御使番に假立てられた廻、これを辞退して元和の検地に百姓名所になつたといわれる。勿論、中世名主ミヤノシとして越ヶ谷及其の周辺を領有していたと見られる会田出羽の所持地も、そのほとんどは一族の者や下人所従ならびに近任の百姓へそれぞれ分割されて検地帳へ登記されていったことであろう。

関東六ヶ国一田の新しい大名領主としてこの地に望んだ家康はこうして、内藤清成、大久保長安、伊奈備前等の代官頭を活躍させて中世の郷村や農

民に対し新しい封建的支配体制の確立をはかる為
努力していったが、鷹狩りにことよせて自らも常
に民情を視察することゝ怠らなかつた。このため
鷹狩りの基地として江戸近郊の各所に御殿が設置
された。その中の一つに越ヶ谷御殿がある。

(後章「越ヶ谷御殿」参照)

慶長九耳(一六〇四)増村村戒の上にあつた御
茶屋御殿を越ヶ谷に移したものとされるが、こ
こは、前々より出羽屋敷内の地であり、御殿並び
に御膳屋敷共出羽の陣屋内に建てられたとある。

その後、家康は度々越ヶ谷に放鷹して御殿に宿
泊しているが、その都度出羽夫妻に御目通りを許
し御馬換進道之御願、御紋付御扇、東照宮御筆の
絵などを下賜されたとある。

慶長十三耳五月 富一町歩の御除地(無耳貢の
私有地)をたまわり、伊奈備前、善判印形の差添
書が渡された。

以上

急喪申入候 仍其方共御公方御用態々被走廻候
付而為屋敷分と當志町歩被下候、長ク所務可被
致候 殊御用可被走廻候、若又通り本多在渡殿

も御存知の之固如此候、仍如件

慶長拾参耳

申 五月九日

伊奈備前

忠次(印) 花押

会 田 出 羽 殿

これは、たまたま御殿の敷地を提供したという
そのものの代償でなく、越ヶ谷の有力者として家
康の施政に協力した褒賞の一つであつたと考えら
れる。このように家康は支配体制の確立を進める
一環として封建体制の基礎である農民を自己の管
中に把握するため先ず村の有力者を懐柔して治安
の確保や労務、地代、生産物地代の徴収や其の他
もろもろの施政に協力させていくようになった。
慶長五年関ヶ原合戦に勝利を収めて事実上天下を
掌握した家康は翌慶長六耳伝馬交通の便宜をはか
つて先ず東海道に続いて同七年中山道にそれぞれ
伝馬の制を布いたが、奥羽道もこの後(同八年)
直らに伝馬制を布いたものと推察される。当時の

岩槻城主高力河内守の粕壁新宿の取立準備の文書
(註三)がそれである。

註三

粕壁新宿任先例倣 早々自前二居住之者共
相集定成候儀 歳寄ニ可致沙汰有也

慶長 乙 丑

廣 九 月 十 二 日

高力(花押)

圖書彈正

なお、奥羽道に伝馬制が布かれて後、越ヶ谷が宿駅に指定された時期は明らかでないが、ここは古来よりの奥羽への道筋にあたっている。即ち、千住より龜有町で左折、大原鏡りより中川の自然堤防上を八条、大相模、互曾根と伝つて越ヶ谷に入り、更に川沿いを岩槻に抜けて幸手方面に出ると云うコースであつたようである。この道筋に當つてゐる越ヶ谷は、寛永六年(一六二九)千住・越ヶ谷兩宿間の里程が遠距離で伝馬継立が難儀であるとの理由から、宿篠菰村の郷士大川圖書の道

路建設で成立した諒加が新たに宿場として指定されてゐる事情から押して可成早期に奥羽道中の駅場であつたと見られる。勿論宿駅備成の条件としては、伝馬役、歩行役を負擔しある程度の宿泊設備を整備した集結を必要としたが、越ヶ谷の交易市場が文録年間(一五九二)すでに六斎市となつたといわれているから宿駅の負担にたえるだけの集結は形成されてゐたものと思われる。なお宿駅を備成するにあたり、宿場にふさわしい町割が行われた筈であるが、その際(瓜の蔓)によると越ヶ谷村は街道に沿つて本町、新町と二つに区画された処、その中央に会田出羽持切りの所有地があり特にその一畝を差置して中町と名付けたといわれる。かくて会田出羽家は中町の大屋敷を向屋場(伝馬中継所)にして中町の名主役と向屋役とを兼帯したが、實際にはこの役を代役に勤めさせ自らは表番のように振舞つたとある。

向屋役は新井又兵衛という多分出羽家の從者であつたであろう者が勤めていた。さらに本町の名主向屋 又慶安中(一六四八)より本陣と三役兼帯を勤めていたのは出羽の一旗会田八右衛門で

あり、同じく新町の東名主とも会田六花衛門・会田清兵衛とそれぞれ出羽一門、それに交易と重要な市場割えも会田稚四郎といわれ、越ヶ谷の要隘は、殆んど出羽家の掌中にあつた感がある。

かくて中世封建社会より近世社会への大きな転換期に直面して土蒙より村役人層への度革を辿つて来た出羽家は、それより越ヶ谷一圍にその勢力を温存することに成功し、土地を取り上げられ百姓身分になつたとは言え会田家々運の基礎は一應安泰であるが見えた。そのような過程にあつて元和五年十月十六日(一六〇九)古の中のはげしい移り代りに順応しながら生を續けて来た会田資又は没した。

「法号を敬喜院殿祐与道光居士」と云う。

その子は会田七郎右衛門資重といひ出羽を襲名したか否かは不明であるが、司継を二代清原秀忠の越ヶ谷攻鷹に際しては資重夫妻拜謁を仰付けられていたといわれ、又元和七年日光社参りの際突発した宇都宮事件の帰路、慈道を案内して將軍の御先導を勤めたとも言われる。

その後、寛永元年資重の子十花衛門資信が三代

將軍家光の川姓として仕官、同十年洞切米三回もなく加増二百俵、都合五百石取の旗本となり、大御番榎村藩刀組に編入される。榎本会田家の一である、慶安二年資信が没して、その子十左衛門資盛が遺跡を継ぎ、寛文四年(一六六四)大御米津出羽守組に入った。

後元禄八年(一六九五)には大坂御参奉行に追、宝永四年(一七〇七)長寿を保つて没した。續いて伊右衛門資刑家督相続、正徳五年(一七二五)御番方より轉領流轄の代官役に転出、その子伊右衛門資敏も續いて代官役を襲い、資刑より資敏、正徳年間より安永年間にかけて武州・駿州、石川等各地の代官として活躍した。

一方越ヶ谷本家の出羽家は七郎右衛門資重、保元耳(一六四四)に没した後、又大資忠が継いだ。資忠は元禄五年に死去、その後を五郎征資勝が継いだ。資重から正徳年間に没落して一戸へ転出するに至った。

越ヶ谷の村役人層として避回たる基業を察いかに見えたが、会田出羽家がなぜこのように早い時分にもちくも崩壊したのだろうか。現在出羽で

文書は全く散佚してこの間の争状は不詳であるが、敢えて推論を試みるならば、先ず客観的な事情として、一つは、幕府開設後一世紀、強かな幕府体制が逐次確立して官僚的支配は村々の末端に迄浸透し、もはや細村における豪族の有力者の力を必ずとしくなつたばかりか、家康關東入国当初有力者に与えられていた特権や保護が幕府制秩序の防げになつていった。このことから村の特権者に対する従来の特権や保護を否定して体制の秩序（一律）に組み入れようとした傾向が強かつた。

例えば、元禄八年地方直しと言われる総検地実施に依り、寛文十三年伊奈藩前よりの差添書審判をもつて一町歩の屋敷地を拜領した出羽家の屋敷地所は百姓年貢地として新たに名請せられ、同屋敷一名主の代役差出動といった特権も否定され、平百姓に整えられたという。

一つには、街道筋の往来が頻繁となるに従ひ、必然的に商品流通が拡大された。これに対応して、宿駅自体、いやななく領弊經濟の渦中に捲きこまれ、新興の商人層が宿場の実力者として旧来の本百姓層に取って代らうとする状況になつて来てい

たこと、例えば越ヶ谷宿の名主・向屋といった宿役人ならびに本陣の文番がそれである。

一つには参勤交替も日光關閑係の公用旅行が兼多になり御朱印伝馬、御証文伝馬、御定賃銀と別々の合わない伝馬継立によつて宿場の負担が予想外に過重であつたことなどが挙げられる。こうした賄勢の流れを考慮した場合、おのずから越ヶ谷の名門出羽家の没落が理解される処であるが直接的な没落の素因は何であつたか、江戸へ遷転した出羽家の当主五郎兵衛は延享三年（一七四三）に没しており、諸々の特権を返上げられて平百姓及となつた。元禄八年の検地には逆算して五拾老年、まだ幼年期であつた筈である。

○ 井出氏永昌碑披露

会田前羽為越ヶ谷辰己 出羽家没落 子孫御敬
 弁家寺 巨壽其姓 根里正交孤長 蒙其私退く
 ○ 井出家の祖 会田清右衛門の年次から推して
 子孫とはどうしてか 五郎兵衛でなければなら
 ない。

会田家出羽家系図には「五郎兵衛病身故身工否如何と相成り、右度食物渡流地相成活如」と

あれと大家の身止として病身は理由にならぬ。

幸するに平百姓扱いとなり名主向屋より手を引いた際、下代に代行させていた向屋湯の眞積有儀の清算を田羽家が負担させられたのではないかと考えられる。前に述べた通り名家の伝統的権威や勢力の基盤は既に失われていた時勢であり、而も当主は幼少であつたと云う理由で――これは余りにもうがち過ぎた臆測であらうか。しかしそうした苦汗を飲ませられたればこそ、五郎兵衛は成長後江戸で酒屋渡世に成功、其の子源兵衛及び其の弟平兵衛の代に執念に近い程の還命まで越ヶ谷復帰の努力がなされたと考えられる。

即ち五郎兵衛の子源兵衛、平兵衛兄弟は先ず越ヶ谷地内の新田開墾を幕府に申請、宝暦九年(一七五九)十一月、一色岡防衛役宅において願いの通り許可され、畑一町十六歩半の新田開墾に成功し、続いて安永二年(一七九一)正月、伊奈備前差添書判による畑一町歩の拝領屋敷地、この実母三郎四反三畝拾歩其の外屋敷地の雑木林地四反廿四歩同じく九畝廿四歩、合計四町歩にわたる元の田羽屋産敷之楨内、同様買戻すことになる。これは全

く執念とも言うべき念願ではなかつたらうか。現在大林の鈴木家に保存されてある田羽家遺品の

正位 田羽稻荷大明神 副 輪

武藏守 王 郎 越ヶ谷 宿住	会田 出羽 滋野 賢清 子 孫
同 同 江 戸 住	同 同 越ヶ谷 宿住
同 同 越ヶ谷 宿住	同 同 越ヶ谷 宿住
同 同 越ヶ谷 宿住	同 同 越ヶ谷 宿住
同 同 越ヶ谷 宿住	同 同 越ヶ谷 宿住

と記されてある尺合寸程の祠であるが、これは五郎兵衛の代まで所祀していた田羽屋敷地所願書の願望を懸けて祀られた稻荷に相違はない。且つ他所買戻しの念願成就の後、更に何を祈願したのか不詳ながら文政十五年(一八三三)越ヶ谷の久伊豆神社(正しく記せば四丁野村迎接院持統谷山神宮寺久伊豆神社と称す)へ左の通りの奉納を行つてゐる。

略し

次頁参照

一、新 道

文政十^上年八月五日

一、外瀬度阿加獅子走討

神宮寺第^{二十}世
船印秀山代

一、願 神 橋

以上 三口願望板奉紙

願主

会田出羽發濟 子孫

会田平兵衛資武

今田清太郎資美

とある。何れも最近まで現存していたものであるが、今は阿加獅子一対だけは昔の傷を残して社前に建っている。(以下 下段へつづく)

以上

(二) 会田七左衛門家

越々谷市出羽地区七左衛門家は、江戸時代七左衛門村という独立した行政村落であった。正保の初年(一六四四)幕府によって各村高の調査を編纂した武蔵用度迄によると(下段参照)

会田出羽家の越々谷における位階づけを推論を交えて素描して来たが、そのより所は主に会田出羽家系図、寛政重修家譜、越々谷瓜の蔓に依つたものであり、これらを有察する処何れの資料にも若干の誤謬や事実と反する個処が指摘される。特に「越々谷瓜の蔓」の出羽家に關する記載は當道言ひ伝え等で書かれたものと思われ矛盾や誤謬は一見して目につくが数少ない会田家史料にとつて例え事実と反する個処があつても示唆に富んだ後多の真実が汲みとれる貴重な記録である。出羽家の研究は今後史料の究極に依つて(例えば檢地帳の発見等)更に追究せねばならない重要な個処、でもあるが、この稿が少しでも今後の研究の手掛りの一端になれば幸甚である。

一 高千貳拾石六斗三升 伊奈半十郎御代官

内 九番貳拾七石八斗三升五合 田方新田

三拾貳石七斗九升五合 畑方

とあつてまだ七左衛門村とはなつていなかつたかねてより七左新田と線えられており其の後商

黒く七左衛門が村名となつたものであろう。

元禄拾年の檢地御承帳には七左衛門の村名となつており、「高都合千二百九斗三合」となつてゐるが、これは大岡野、越巻兩村が槐戸村より分離した後の村高で短い期間に飛躍的な開発を遂げていたことが推察出来る。

この七左衛門の村名は、この地の開拓者会田七左衛門政重の名をとつて名付けられたものといわれている。

七左衛門家は現在に続いている神明下の会田家がそれであるが、残念なことにこの家は幾度かの火災に遭つて住居の記録類は全く喪失してしまつた。僅かに手掛りを残しているのは、天和三年(一六八三)成立の「神明縁起書」という七左衛門政重の功績を講えた頌文と同家過去帳並に同家墓所の墓石や「越々谷貳の墓」「新編武蔵風土記」等がある。

政重の手掛りとなる緒史料からは的確な史実をつかむのは困難であり、単にこれ等の史料の併読を遁めながら、おぼかげながらその足跡を辿る外はない。

先ず会田七左衛門政重とは何處頃の人で、如何なる人物であらうか。政重が誕生したと云われる「日取川觀風院」に今なお保存されている政重の位牌には

寛永十九年十一月

日取觀風院清信士

行年六十二才政信

とあり、寛永十九年の没年から逆算すると天正八年の生れとなる。「越々谷貳の墓」に依ると「寛永の初め越々谷会田出羽表門前に捨子有之、小袖守茂、短刀相添之有之、江戸表の由緒之小兒と拜見し候間養育致候処、生長之後才氣不尋常、会田七左衛門政重と名付候 出羽三男之処槐戸新地沼袋開発致明神下新地住居す云々」とある。

勿論 天正八年(一五八〇)の生年から推して家康關東入陣以前の事であり、寛永の初めとか又江戸表とかは明らかには誤謬である。しかし養子を裏付けるものに七左衛門家の過去帳がある。即ち道貞禪定門・妙林禪定尼より大祖政重の養父也法堂妙伝 大祖政重の養祖父

とあり、若し会田出羽に拾われたのが事実ならば

出羽は政重を従者の一人に託して養育させたものとも考えられる。生長の後其の才能をかわれ出羽親子が兼ねて屈を福盤し（出羽福）湿地を干拓して或る程度開発を進めていた穂戸耕地の経営を分家創出の形で政重に任せた。多分慶長五年（慶長十年頃の年代）へ政重二十才（二十五才の頃）であつたろう。

出羽家の頂で既に解れたように家康は名主百姓を中心とした家父長制的複合家族経営を逐次解体して實際の耕作者である下人や所従（名子や被官を云う）を独立させていく政策をとつたとのべたがその時期は政治状勢が安定を見せて行政改革を積極的に押し進めていった慶長末年より元和の初めにあたり会田政重は固もなく新田穂戸村の事實上の経営者として出羽より独立していく。

穂戸新田の小農経営者が自分的には、それぞれ平等な地所の名請者として行政村を組織するのはまだ若干の年月を待たねばならない。と云うのは穂戸耕地はいまだ開発の途にあり、開拓農民は一人前の年貢負担者として不安定な過程であつた。そして地代労役というが主に用水、排水の工作、

道路や採炭の工事、ならびに干拓開墾の作業といった労役に駆使されて小農自立の段階に至つてはいない。

斯くて個々の耕作農民も家父長制的体制に依存して自立の爲の懸命な努力がなされていつたものと思われる。したがつてこの開拓地を能率よく稼働させていく爲に幕府は、名主百姓的性質をもつた（出羽より依託されて）政重を開発の推進者として又年貢負担、労役負担の責任者として幕府の地方役人という形をむつてこの地を支配させた。勿論このことは、出羽の所有地となるべき地を否定して官領に編入していくと云うことであつた。

神明縁起書の「元和年中会田氏政重首任官使伊奈氏」とあるのがそれであり「官＝領於新墾田」焉謂「七左新田」といふのがそれである。即ち政重は既に会田出羽の同族手代としてではなく、官領地の支配代官（関東親代取）伊奈半十郎の手下に編入せられて（地方代官ともいわれる）「堀分堀谷園＝草菜」六、井地分、屋、園、園、園、河、つて開発に尽力したことは言を待たない。かくて「茅屋梁＝四境」一雜大園」と言うまでになり、村民

はその力を請えて七成新田と称えたとある。このように開墾が進み人々がこの地に定着していくに従い政重は先ず真言宗寺観照院を七左新田の中央に建立した。開山は越ヶ谷会田家よりの出自である高橋小池坊善慶と云われる。続いて住民の増加に対応して満鶴院と妙福院の二寺を観照院末寺として建立した。更に又注古のこと戸塚の城主小岩山淨心という武士が戦に敗れて七成新田の内大沼のほとりで齧死んだのをいたみ、里の人々が祠を建て、祀っていたが早を經て荒廢、政重はこれを再建して村の鎮守神とした。武主大明神という神社がそれである。なお政重の妻は元和八年(一六三三)に歿しており「本掃慶与權定信女」という墓碑が七左征門家墓地に現存している。後妻は長壽を保つて延宝三年(一六七五)に死去、政重は前記の通り寛永十九年(一六四二)六十二才で歿した。

其の子は政連といつてその墓石には、前伊奈家に仕うと銘記されてあり、父の跡を継いで伊奈家の手代を勤めたものと思われる。父政重の私官を継いだといつてもこの時期は既に開拓地の村作りがほぼ完了され小藩自立の政策によつて農民は

それぞれ七左衛門家の隷属から独立していったと考えられる過程であり、政連は自分の手作地(可成の所有地であつたらしい)以外は次第に開墾地の管理権から切離されて純粹の官儀に移行して行つたものと思ふ。これが決定的となるのは七左征門村が土屋恒馬岩の領地とされ及寛文年中(一六六一)のことであろう。然ちこの土地に関する一切の支配や管理は土家に譲渡された筈である。

然し領主土屋家はそれから間もない天和元年(一六六一)その子相模守の代に駿州田中城に転封となり七左工門村は再び幕府直轄領とされたが、会田七左工門家は土屋家領分の時そのまま関東郡代伊奈家の一介の地方役人として或は神明下村の一郷士として再びこの土地に対する支配關係の強い結び付きは許されなかつたらうし、又それは更に不可能な事態であつた。続いて元禄十三年(一六八七)七左工門の惣村高千石二石九斗三合の内四百八石、参石六斗三升三合七斗五勺を以て級旗本平岡和泉守・曾我豊後守、菅谷平八郎、長山孫三郎、中條鉄太郎にそれぞれ知行所として分ち与えられ、御料町と私領所が複雑に入組んだままで幕末まで続く。

会田七九工門家はその期間、政運以後そのままに伊奈親代の手代としての役取にあつたが、或いは神明下村の鋪士として名請してあつた手作地の際營に専念していたかは明らかでないが、寛政三年(一七九〇)より四年にかけての伊奈家賸餉の際、伊奈家の家臣大川戸村杉浦五郎右衛門外五十二名連署の伊奈家当主 伊奈右近將監忠善に対する誹言書(註一)に会田七九工門及び会田孫六の氏名が記載されている。

註一 松伏村大川戸「杉浦家文書」

七九工門は当時伊奈家臣で目付役六入扶持格。孫六は在出役五入扶持格となつており、神明下七九工門家過去帳にも同時代に両名の名が記載されてあることから、当時は伊奈家に使っていたのは同じ確実である。

それを更に裏付けるものに、越巻村産社祭礼帳がある。関連事項を抜粋してみよう。

寛政三子 亥 正月廿六日

当番 坂巻惣左衛門
以下中畧

伊奈右近將監様御家中の内膳動起り大月上旬右御家中 四拾八程入聲致シ、霜月九日板倉周防守様

裁許にて又所被致、殊ニ長田父子永望を被仰付候
会田七九工門様は御一族御咎メ被仰付候 以下畧

寛政四子 定日

以下中畧

此年四月 伊奈右近將監様 御屋敷不残断絶(中畧)
同大月右近將監様者 小南郷 江御項ヶニ相成候、
同七月廿日 会田七九工門書入地面上り地に相成
入札被仰付候 以下後畧

この寛政四年の伊奈家改易の事件 ならびに当時の会田七九工門家に対する汚縁は、大川戸村杉浦家の章で取り扱ふことにして七九工門家の篇を一先を終る。

むすびにかえて

以上 会田出羽家と会田七尾衛門家の移り爰りを、数少ない史料に基いて追求して
またが、それがそのまま社会の移り爰りで、越ヶ谷の移り爰りの一端でもあつた。

特に中世から近世にかけてのこれら各主・百姓といわれる土豪の動向は、その地の
住民の生活を具体的につかむ上でも重要な位置にある。

したがって、江戸時代の旧家の系譜を研究するのは、そろしたことで意味のあるも
のである。

昭和四十二年十月

初版

昭和四十三年 四月

再版

越谷市郷土研究会

理事 本間清利

会田家備忘録(越谷風土記第一章) 正誤表

10	10	9	9	9	9	7	7	6	6	6	5	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	2	1	1	1	1	ページ	
上	上	下	上	上	上	下	上	上	上	上	下	下	下	下	下	下	上	下	下	下	上	上	上	下	下	下	上	上	誤	
12	7	20	18	16	1	17	7	13	9	5	8	20	19	17	17	3	1	13	18	16	15	20	19	2	9	12	8	12-13	10	誤
<p>井上家 ある。又諺に： 活き続けて なるものは 小田原家諸役帳永録ニ手云繩状 知行役会田中務 小田原家諸役帳 太田美濃守資政 資政 太田資政 保着 當時の周辺 現在考える智量管 出来ぬいものであり、 借り、耕作 したか、たまたま 名主を失つて、 着手して言 い、たつもりであらう。 本姓は三 喜放院 天文十八年 江戸に本拠 増村村字城の上 (同八年)を削除 東名主とも 引継ぎ 日光社参りの 見えに会 幕府制 左添書判</p>																														
<p>井上家 ある。更に： 活き続けて なることは 小田原町領役帳永録ニ手の玉繩知行 役中金田 小田原所領帳 太田美濃守資正 資正 太田資正 保全 當時の周辺 現在考えられる量管 出来ぬいときであり、 借りて耕作 したかしてたまたま 名主を失い、 着手して言 い、たつものであらう。 本姓は三 喜放院 天文十八年 江戸に本拠 増村村字城の上 (同八年)を削除 東名主、南名主とも 引継ぎ 日光社参りの 見えに会 幕府制 左添書判</p>																														

17	15	15	14	13	12	12	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	ページ
上	上	上	上	下	上	上	下	下	上	上	上	下	下	下	下	下	誤
3	19	17	16	6	6	12	6	21	10	7	18	17	17	15	12	10	誤
<p>五拾巻年 出羽家茂某子某 井上家 の早代から推して 子某とはどうして五郎兵衛 と云う理由で、 江戸で酒屋 横内、同様度才 相違ない、 写し 今田清太郎 七左衛門 日映親照清信士 自分的には 前伊奈家 私言 移り変りで、越谷の</p>																	
<p>五拾巻年以前となり 出羽家子某 井上家 の後年から推して 子某とは五郎兵衛にあたる。 と云う理由、 江戸に出て酒屋 横内を買戻す 相違ない、 削除する 今田清太郎 七左衛門 日映親照清信士不坐位 自分的には 伊奈家 私言 移り変り越谷の</p>																	